平成１７年第３回邑楽町議会定例会議事日程第４号

平成１７年９月２１日（水曜日）　午前１０時開議

邑楽町議会議場

第　１　議案第７２号　助役の選任につき同意を求めることについて

第　２　議案第７３号　邑楽町名誉町民条例

第　３　庁舎建設特別委員会の設置について

第　４　議発第　５号　金子正一議員の辞職勧告決議案

第　５　請願・陳情

第　６　議発第　６号　分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書提出について

第　７　議発第　７号　自治体病院における医師の確保を求める意見書提出について

第　８　議発第　８号　アスベスト（石綿）健康被害の救済を求める意見書提出について

第　９　議員派遣の件

第１０　閉会中の継続調査報告について

第１１　閉会中の継続調査について

○出席議員（２０名）

１番	後　藤　勝　子　議員	２番	松　島　茂　喜　議員
３番	加　藤　和　久　議員	５番	小　倉　孝　夫　議員
６番	金　子　正　一　議員	７番	小　島　幸　典　議員
８番	立　沢　稔　夫　議員	９番	小　倉　　　修　議員
１０番	横　山　英　雄　議員	１１番	本　間　恵　治　議員
１２番	細　谷　博　之　議員	１３番	相　場　一　夫　議員
１４番	中　川　健　治　議員	１５番	桜　井　征　男　議員
１６番	青　木　　　久　議員	１７番	千金楽　幸　作　議員
１８番	松　原　市　祐　議員	１９番	新　島　　　正　議員
２０番	石　井　悦　雄　議員	２１番	大　野　　　栄　議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

久保田　文　芳	町　　　長
石　井　征　彦	収　入　役
川　田　定　昭	教　育　長
小　林　徳　義	総務課長
石　井　節　雄	企画課長
神　谷　長　平	庁舎建設室長
小　島　哲　幸	税務課長
宮　沢　孝　男	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長
並　木　邦　夫	生活環境課長
増　尾　隆　男	保険年金課長
横　山　正　行	土木課長
中　村　紀　雄	都市計画課長
岡　村　静　代	住民課長
諸　井　政　行	福祉課長
金　子　重　雄	会計課長
石　井　貞　男	水道課長
遠　藤　幸　夫	学校教育課長

堀　井　　　隆　　　生涯学習課長

○職務のため議場に出席した者の職氏名

田　口　茂　雄　　　事　務　局　長

飯　塚　勝　一　　　書　　　　　記

◎開議の宣告

○中川健治議長　これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

〔午前１０時０３分　開議〕

◎日程第１　議案第７２号　助役の選任につき同意を求めることについて

○中川健治議長　日程第１、議案第72号　助役の選任につき同意を求めることについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長　議案第72号　助役の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

就任当初から人件費削減のため町長、収入役、教育長の三役体制で町政に当たってまいりましたが、現在は就任当時と状況も変わってまいりました。収入役にかわり助役を置くことにより、職務上仕事の領域が広がり、より一層充実した行政サービスを住民に提供できると考えております。本町助役に邑楽町大字藤川1137番地、石井征彦氏を平成17年10月１日付で選任いたしたいので、議会の同意をいただきたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

青木議員。

○16番　青木　久議員　16番、青木です。

町長は、安易に選挙公約で経費削減を図るため、助役を置かないで選挙に勝つためだけで進めてきたと思います。今から２年半前、既に全国2,500余りの町村があったと思いますが、その中の約１割のところで収入役を置いていないところが多くある、そういう状況であったと。にもかかわらず、それとは逆に助役を置かない宣言をしたということであります。町政執行に助役を置かないと、町政運営上大変だと思っております。難問山積している町であり、庁内が一つになるよう助役を置いて、町長の職として町内外の信頼を高める努力をするため今回の提案をしたのか。先ほども説明ありましたけれども、改めてお伺いいたします。

○中川健治議長　久保田町長。

○久保田文芳町長　選挙に勝つためというようなお話もあったようでありますが、そういうわけでなく、実際に四役いたところを三役ということで実施をさせていただいてきたわけでもあります。さらに今まで以上に周りの郡内の町村とも連携を図りながら、さらに町の住民サービスができるようにということで、今後も努力していきたいと思っているわけであります。また、過日のいろいろな

議会等多くの議員さんからご指摘もいただき、そういった中でいろいろ検討も重ねてきたわけであります。町民のサービスを拡大させるためにということもありますので、ご理解を賜れればと思います。よろしくお願いいたします。

○中川健治議長　青木議員。

○16番　青木　久議員　町長の答弁、ある程度ああ、そうかということでありました。私もとにかく常日ごろから人類は進歩の歴史であると思っております。きょうよりあした、ことしより来年というように発展させていくのが私たち今に生きる者の責務だと思っております。したがって、町長が改善点が見つかったので改めたいということなので、町長は助役が同意されれば、支援した町民だけではなく全町民の福祉の向上、先ほど町長はサービスと言っておりましたけれども、向上、繁栄に全身全霊を傾けて努力をしていただくとともに、助役に同意された方も町のため、町民のために全力で働いていただけると期待しております。また、町長の発言は重みがあるので、将来を見据えて公約をすべきであり、安易な公約をすべきでないことを申し上げ、今回の提案はやむを得ないかなと。そういう考えでおります。

以上です。

○中川健治議長　ほかに質疑ありませんか。

小倉孝夫議員。

○５番　小倉孝夫議員　ただいま青木議員から質問があったとおり、私一つお聞きしたいのは、町長は選挙公約の中で、私どもが聞いていまして、なぜ助役ではなくて収入役を置くのだろうというふうな疑問を持って聞いておりました。そこで今変更しようとしているわけですけれども、助役の仕事と収入役の仕事、選挙公約時にどのように認識していたのか、まず１点お聞きしたいと思います。

○中川健治議長　久保田町長。

○久保田文芳町長　今まで四役いたわけでありますけれども、人件費削減のために三役でやっていこうということで、経費削減のためにということでうたってきたわけであります。仕事の内容についてはそれぞれの収入役は収入役の仕事、助役は助役の仕事ということで、そういう仕事の中身については認識しているつもりでございます。

○中川健治議長　小倉孝夫議員。

○５番　小倉孝夫議員　わかっていらっしゃるのかなというふうに受けますけれども、少なくとも選挙公約で町長は助役よりも収入役を大事にしたいと、そういうことで、要するに町の財産関係をしっかり把握していきたいのだと。出納関係をしっかりして見ていきたいと。それで私は助役なしでも24時間営業で若いのだから頑張れるのですよというふうに町民にお約束をされているわけであります。ですから、私といたしましては、やはり町長はそういう公約のもと6,000票以上の皆さんの支持を得たわけであります。ですから、もしここの段階でただいま町長は収入役と助役の仕事の分担割はきちっと把握していましたよというふうにお考えのようでしたら、町民との約束は極めて重

いと私は考えるところであります。その点どのようにお考えですか。

○中川健治議長　久保田町長。

○久保田文芳町長　それぞれの仕事は把握しているつもりでありますし、今まで以上のさらなる町民サービスを拡大するために今回お願いするわけであります。また、これがもしご同意いただけた後には、次期の議会に収入役を置かない条例というものも上程していきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○中川健治議長　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長　質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

金子議員。

○６番　金子正一議員　議案第72号　助役の選任につき同意を求めることについて、反対の討論をいたします。

ただいまも質疑がありましたけれども、久保田町長は選挙公約の中で助役を置かないことによって、800万円の経費の削減が生まれるというような公約をされたかに思っております。また、昨年の９月10日の一般質問において、立沢議員の質問に対して町長の答弁は、「これからも助役については置かないでやっていくのかというその辺はどうなのかというご質問のようです。それに対して当初より自分では経費削減といった観点から、置かないでやってみたいということでやってまいりました。また、これからもそういった気持ちは持っているわけです。できるだけ町民に支障を来さないよう、職員一同頑張った中で努めていきたいと思っているところでございます。今後とも皆さんのご協力、ご理解、ご支援をいただきながら努めていきたいと思っていますので、よろしくお願いします」と、このように答弁をされています。また、過日の９月９日の一般質問では、小倉修議員の質問に対して町長は、助役については今後検討していきたいというような答弁であったかと思います。私は、そのような町長の考え方を聞いたときに、町長はただいま、助役が町民のために必要だということを私も十分理解はできます。しかし、そのような考え方を答弁されておりますので、置くことについて時期が尚早ではないかという考え方から、この案に反対をいたしたいと思います。

○中川健治議長　ほかに討論ありませんか。

千金楽議員。

○17番　千金楽幸作議員　助役の選任に同意を求めるこの案件について、賛成討論をしたいと思います。

町長が就任をされて約２年、就任早々私は一般質問の中で、この件については町長に問うた経過がございます。私どもの考え方がようやく２年たって町長が助役の必要性をわかってくれたのかな

と。そういう点についてはこれが出されたときに、助役を置くということについては、決して反対しませんよと。ただ、きのう全協でも申したとおり我々が側で見てると、一番町長職として欠けている、自分の目で見て、自分の頭で考えて、自分の口できちっとものを言う、それが欠けているのではなかろうか。今回女房役として助役を据えた以上、内外ともに信頼回復を得るために町長職として全身全霊全うしてほしい。自分の足できちっと歩く、こういうことを条件に本案に賛成したいと思います。

以上です。

○中川健治議長　ほかにありませんか。

後藤議員。

○１番　後藤勝子議員　１番、後藤です。助役の選任についての同意を求めることについてに反対討論をいたします。

町長は、当選してから１年10カ月、公約をきちんと守ってこられました。公用車の売却、よく意味のわからない３町を核とした広域合併、このことは私は合併をしないことと受けとめておりますが、勇気と決断力を持ってやってきました。なぜ今ここで突然の助役が必要なのですか。選挙公約のとき、三役の仕事の内容はわかっていたはずです。それをあえて助役を置かず、年間800万円の経費を削減しますと言って当選したのです。先日の一般質問のとき、きょうは収入役と出ましたから、多分収入役の給与と比較したのだと思いますが、３万円程度の違いですからというようなこともおっしゃいました。上がるとも下がるとも言いませんでしたから、多分これは下がることの方に私は受けとめております。それと、きのうの全協の席で、助役がどうしても、助役を置かないとだめということではありません。私は町民のために提案をするのですという言い方をしました。言っていることと行うことの整合性がありません。町長、あなたは6,953人の支持を受けて町長になった人です。助役を置かずに頑張る、多分邑楽町の支持者の中には助役、収入役、教育長の仕事の内容をきちんとわかっている人もいると思います。それをあえて収入役ということを選んだということは、助役を置かずに頑張れるのだということであなたに１票を入れた人が多いと思います。周りの市町村を見ても収入役を置いているのは大泉だけですとも言われましたね。周りの市町村と歩調を合わせるなら、もっと別の場面でしなくてはいけないことがあったように私は思います。

ですから、反対討論といたします。

○中川健治議長　松島議員。

○２番　松島茂喜議員　議案第72号　助役の選任につき同意を求めることについて、賛成の立場から討論を申し上げます。

先ほど以来、反対討論を行った方々の理由等聞かせていただきましたが、大方その選挙公約と、選挙公約で助役を置かないのだと、そういったことで約束をしたにもかかわらず、どうしても今回置くということで納得がいかないと。それから、昨年立沢議員の一般質問のときの答弁はこうだと

か、時期はまだ早いのではないかとか、そういったお話もございました。しかしながら、合併が絡んだ状況の中で久保田町長は当選をしてまいりました。そして、今日に至るまでの状況がどういうふうに変わったのかと。邑楽町が今置かれている立場がどういう状況にあるのかということを考えたときに、やはり大きな状況の変化というのがあったということは、だれもが認める事実だと私は思います。その大きな状況変化の一つとして、これから一大事業となります庁舎建設に向けて、それから保健センター、そういった大きな事業を抱えている状況でございます。そういった状況の中で今までの状況とはやはり大きな変化があったのではないかというふうに認識をしているわけです。

ですから、大きな状況の変化があったということについては、先ほど以来申し上げておりますが、だれもが認める事実ではないかなと。そして、その行財政改革を伴ってこれから歩んでいかなくてはならない邑楽町、そういったことを考えますと、やはり町民のために町長がおっしゃるように助役を置いて、そして二人三脚でもって町政の執行に当たっていただきたいという願いも町民の方々から切に出ている事実でございます。やはりそれが町民のためになるという観点から、この議案に関して私は賛成をいたします。

以上でございます。

○中川健治議長　ほかにありませんか。

本間議員。

○11番　本間恵治議員　11番、本間です。

先ほど来いろんな方々から反対の討論、そして賛成の討論を伺いました。私は、一番古参の千金楽議員が申しましたとおり、やはり町長が公約を掲げてやってきた中で、助役を置いた方がいいと、そういうふうな考えのもとに今回提出してきたわけです。行政も一つ一つ毎日前進しているのです。それをとめるような発言が私は決してこの邑楽町に必要なのかどうか。皆さんよく考えていただきたいと思います。助役の権限は、皆さん、町の条例等を見れば一目瞭然だと思います。町の入札に関する委員長は助役となっております。現在は総務課長が代理をしているわけです。ある意味では町長の補佐役というよりも町長のかわりに執行している助役の権限がたくさんあります。そういったことをかんがみたときに、なぜ変えない方がいいとか、公約を守らなくてはだめだとか、そういう意見が言えるのですか。町のことを思ってないですよ、そんな意見を言う人は。一歩一歩町は進んでいるのです。悪いところがあれば改善をして、一つでもよくしていこう、そういうふうに思うのは執行側も、そして監視役としての私たちの議員も、立場は同じだと思います。

そういった意味で私は、議案第72号　助役の選任につき同意を求めることについて賛成いたします。

○中川健治議長　立沢議員。

○８番　立沢稔夫議員　８番、立沢です。

いろんな意見の中で、非常に立沢という名前がここで皆さんの中でどういうふうに評価されているか、名前が非常に多いです。一つ町長に申し上げる、その前に私としては賛成という形の中で討論いたします。

そこで、町長に申し上げます。皆さんが言っているとおり私は１年前の一般質問で町長に何回も繰り返しました。助役を置かなくもいいかいと、本当にいいかいと。よく皆さん考えてください。一番腹が立っているのが私です。１年間過ぎた中で、今度は助役を置きたいと、こういう言葉を町長からお聞きしました。ただ、私も町民の代表で選ばれている議会議員でございます。この町は今いろんな状況の中で非常に大変な時期に来ているなと、私は自分なりに理解しております。ある議員も申し上げました。今邑楽町はインフラ整備、建設ラッシュと言ってもいいぐらいの大きな事業がたくさんございます。そういったことを一つ考えたときに、果たして収入役の役目がどこまであるのか、あるいは助役の力というのはどのくらいあるのか、それを町長はどういうふうに指導者として町をしょっていくのか。その辺に私、非常に疑問があるわけでございます。ですから、これからのいろんなたくさんの問題、いろんな建設ラッシュ、そしてその中で今度は庁舎問題という大きな問題がなくてはならない時期にきました。それらを考え、またもう一つ考えるならば、これからは農業問題が非常に身近に迫ってきます。補助金で行われる農業、しかしそういった補助金もだんだん厳しさの中で少なくなっていく。そういうこともこれから考えなければならない。

それと、私がもう一つ申し上げたいのは、我々は中小企業です。中小企業には補助金なんてございません。そういうものを考えたときに、私は工業誘致の一般質問を行いました。そういった中で助役という言葉で助役をつくっていただきまして、町長とタッグマッチを組んでぜひ私は工業誘致をお願いできるように、そういった運動を起こしてもらいたいです。それが私たちの農家の補助金と同じように、我々に振り返ってくる仕事が来れば、それが私は補助金、助成金のような気持ちになると思います。どうかそういうことを考えた中でぜひこの案を通すように私は賛成したいと思いますので、どうか収入役という言葉ではなくて、助役になられる方も、なられるかまだわからないですけれども、そういうことでこれからの町を一つにまとめまして、前向きで臨んでいただきたいと。そういうことで私の言葉といたします。

○中川健治議長　ほかにありませんか。

大野議員。

○21番　大野　栄議員　議案第72号　助役の選任につき同意を求めることについて、賛成討論します。

選挙公約、公約ということですが、それも事実です。私は、あのとき町長のチラシの中で助役をなくすということで拝見したときに、あれ、これは大変なことだなと。執行部体制を強力に進めてこれから４年間事業をしていく中で、必ずきょうみたいな日が来るであろうというふうに、私はそのチラシを見たときから思いました。そもそも町長の答弁の中で四役を三役にして、経費節減の立場でやっていくということが郡内にも波及されて、県内にも全国津々浦々に四役から三役体制にな

ってきたと。こういう中で今日、事業を強力に執行体制を遂行していくためには、助役体制をつくってやっていくということは、町がさらに力強く前進していくことだと思います。町民からも、議会からもそういう声が出て、町長はさらに町を引っ張っていくという強力な助役をつくることによって、それがこれからの新しい事業にプラスになっていくように期待しつつ、賛成討論といたします。

○中川健治議長　石井議員。

○20番　石井悦雄議員　町長は、この席で議員さんの意見をしっかりと聞いていたと思います。私は、最近になって、これは民意の言葉です。なぜ石井さん、町は大変な時期になっているにもかかわらず、助役さんを置かないのかなと、そういうことを言われました。でも、助役さんをつくるつくらないは町長の権限でもあります。あえてそこで私は何とも申し上げませんけれども、町民の方にはこれから町の大きな事業、もちろん一日一日が進んでいるわけです、時計の針のように。これからももしこの72号の提出案件が可決されましたならば、民意に目線を向け、議員一人一人の顔が違うように考えも当然違っております。でも、それはそれとして、議会の意見を尊重しながら、本当にいい町になったな、そんなまちづくりを目指して頑張ってほしいと、そんなふうに申し上げておきます。

以上です。

○中川健治議長　ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長　討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第72号　助役の選任につき同意を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○中川健治議長　挙手多数。

よって、議案第72号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第２　議案第７３号　邑楽町名誉町民条例

○中川健治議長　日程第２、議案第73号　邑楽町名誉町民条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長　議案第73号　邑楽町名誉町民条例について、提案理由の説明を申し上げます。

公共の福祉の増進、産業経済もしくは学術、文化等の振興に寄与した者、また邑楽町の発展のため特にすぐれた功績のあった者に対し、その功績をたたえ、町民敬愛の対象として顕彰し、町民の

郷土愛をはぐくみ、そして邑楽町のさらなる飛躍と発展を期待して、邑楽町名誉町民条例を制定いたしたくご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、総務課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長　小林総務課長。

○小林徳義総務課長　補足説明を申し上げます。

お手元に邑楽町名誉町民条例といったものがあるかと思いますが、ただいま町長からの提案理由、これにつきましては第１条の目的等を述べたものでございます。

第２条におきまして、邑楽町の名誉町民というものはということで、その規定があります。これにつきましては目的にかなった功績が卓越し、町民から郷土の誇りとして尊敬される者に対し、邑楽町名誉町民、以後は「名誉町民」ということでございますが、称号を贈るというものでございます。

２号において、前項の名誉町民の称号は、故人に対しても追贈することができるという規定でございます。

３条において、名誉町民の選定につきましては、町長が議会の同意を得て選定するという規定になっております。

４条で顕彰でございますが、称号の贈与を証する証書、名誉町民章及び記念品を贈るというものでございます。

２号において、名誉町民の事績は、町広報等により公表するというものであります。

５条においては、名誉町民に対する礼遇を規定したものでございます。

１号において、町の公の式典への厚遇をもってする招待、２号では、死亡の際における相当の礼をもってする弔慰、３号で、その他町長が必要と認める礼遇であります。

６条において、称号の取り消しということでございますが、名誉町民本人が責に帰すべき行為により、著しく名誉を失い、町民の尊敬を受けなくなったと認められたときは、議会の同意を得て名誉町民の称号を取り消すことができるという規定であります。

２号においては、名誉町民でなくなった者は、その取り消しの日から前条、５条における礼遇を受けなくなるということでございます。

７条において、委任規定を規定したものでございますが、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めると。

附則としまして、公布の日から施行する。

以上でございます。

○中川健治議長　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長　質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長　討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第73号　邑楽町名誉町民条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長　挙手全員。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎日程第３　庁舎建設特別委員会の設置について

○中川健治議長　日程第３、庁舎建設特別委員会の設置について議題とします。

お諮りします。庁舎建設について、調査研究していくため、10人の委員で構成する庁舎建設特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続調査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長　ご異議なしと認めます。

よって、庁舎建設について、調査研究していくため10人の委員で構成する庁舎建設特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました庁舎建設特別委員会の委員の選任については、委員会条例第６条第１項の規定により、小倉修議員、加藤和久議員、小島幸典議員、金子正一議員、新島正議員、千金楽幸作議員、横山英雄議員、松島茂喜議員、本間恵治議員、桜井征男議員、以上10名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長　ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名しました10人の方を庁舎建設特別委員会の委員に選任することに決定しました。

ここで、正副委員長の互選を願うため、暫時休憩します。

〔午前１０時３９分　休憩〕

○中川健治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前１１時２０分　再開〕

○中川健治議長　庁舎建設特別委員会における正副委員長の互選について報告がありましたので、その結果を報告します。

庁舎建設特別委員会は、委員長に本間恵治議員、副委員長に松島茂喜議員が選出さました。

以上であります。

◎日程第４　議発第５号　金子正一議員の辞職勧告決議案

○中川健治議長　日程第４、議発第５号　金子正一議員の辞職勧告決議案を議題とします。

〔６番　金子正一議員退場〕

○中川健治議長　提出者の説明を求めます。

松島議員。

○２番　松島茂喜議員　議発第５号　金子正一議員の辞職勧告の決議につきまして、提案の理由を申し上げます。

既にお手元に配付してある資料のとおりでございますが、まずはそれを朗読をもって説明をさせていただきます。その後何点かつけ加えることがございますので、よろしくご理解を願いたいと思います。

平成17年７月28日に開かれました全員協議会において、役場庁舎等調査業務報酬料の請求について、その請求者であるＹ設計業者ほか２名の社員同席のもと協議を行った結果、町と請求者との間には、この業務に関する一切の契約事実はなく、支払い義務の発生しない請求書であることが明らかとなったものである。また、この請求書の問題について、同設計業者と金子正一議員との間に癒着関係が存在していたことだけでなく、庁舎建設については全くの白紙状態であるにもかかわらず、議員の権限を大きく逸脱した越権行為があったことも、この協議によって結論づけられたものである。金子正一議員のこういった行為は、町民の負託を受けた厳粛な議会への信頼を損失させたものであり、議員として政治的、道義的責任は免れず、本議会に留まることは、町民感情からして許されることではない。

よって、邑楽町議会は、議会の使命と議員の職責に鑑み、金子正一議員の議員辞職を勧告するものである。

なお、癒着関係及び越権行為についての詳細は次のとおりでございます。

まず、設計業者との癒着関係についてということでございます。設計業者から町に対し、平成17年３月31日付で書留送付された請求書の写しを、みずから同設計業者に電話をし、ファクスで送信してもらったこと、その行為全体の流れとして、これは癒着関係がなければ、こういったことは起こり得ないという判断をさせていただいたがために、癒着関係という言葉になっております。

続きまして、越権行為について。設計業者を調査し、なおかつ町に送付している請求書を設計業者から議員が得る権限は全くないこと。これは議会に与えられた調査権を大きく逸脱した越権行為であること。

２番目といたしまして、平成17年６月定例会におきまして、その越権行為によって得た請求書を利用しまして、議長の制止にも従わず、回答義務のない町執行部に対して質疑を行ったことでございます。

今朗読をさせていただきましたけれども、この議案の提出に当たりまして、先ほども申し上げましたが、何点かつけ加えさせていただきたいと思います。この議案の審議に当たりまして、町民の方々から議会に対する信頼を得るためには、よいことはイエスと、悪いことはノーとはっきり意思決定ができる議会でなければならないことは、ここで申し上げるまでもありません。しかしながら、この議案の審議結果が町民の方々から信頼を得る議会の確立といった観点からも、大きな意味をなすものと考えております。

また、金子議員が行った行為が議員として果たしてよいことなのか、悪いことなのかということをしっかりとこれから審議をしていただきたい。個人的なしがらみや感情などをその審議の判断材料にこれは含めてはならないという認識で、私もこの議案の提出をさせていただいておりますので、どうかご理解を願いたいと思います。

以上でございます。

○中川健治議長　これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

後藤議員。

○１番　後藤勝子議員　提案者にお聞きします。

癒着関係という大変重い言葉を使われていますから、それなりにきちんとした裏づけがあってのことだと思います。「自ら同設計業者に電話をし、ファクスで送信してもらったこと」という部分について教えていただきたいのですが。

○中川健治議長　松島議員。

○２番　松島茂喜議員　お答えをいたしますが、最近よく言葉の意味がわからないと、辞書を引かれる議員さんがおられる。文化とは、辞書で引いてみたらこうだった。もう一点ありましたね、何でしたっけ。私もこの癒着ということがどういうことなのか辞書で引いてみました。もう既に随分昔のことですけれども、こういうふうに書いてありますね。特別な関係を持ってはいけないことで手を結んだり、そういった行為を行うことを癒着と言うと。簡単に申し上げればそうなのですが、この金子議員はそのファクスで送信してもらったことを、請求書をそもそも。これは役場庁舎内においてやったのではないのです。相手は一業者なのです。民間の業者さんです。この業者さんから送られてきたそのものなのです。町に提出している請求書なのです。ほかの書類ではないのです。企

業にとってみれば秘密書類です。公開はなかなかできないでしょう、そういう書類は。それをいとも簡単に送ってしまう業者さんにも問題はもちろんありますが、それを送ってくれというようなお願いをしたという発言も、そのＹ設計業者さんを全員協議会に招いたときにも、そういった発言もございました。

私は、十分それだけで癒着関係だなという認識でおりますが、あえてつけ加えさせていただきますけれども、そのＹ設計業者さんが全員協議会に来られたときに、金子正一議員は、私のメモによりますと、こういうことを言っているのです。当日、その当日ですね。そのＹ設計業者さんは、資料を配付いたしました、突然。年表みたいになっていました。経過はこうでした、経緯はこうでしたというような内容がうたってある資料でございました。しかし、事前に申し上げておきますが、その資料はＹ設計業者さんが勝手に独自につくったものです。信憑性などは一切ないのです。その配付した資料を金子議員は、事実に基づいてこの報告はされているのだと、そういうことをおっしゃっているのです。私は耳を疑いました。金子議員、もしかしてＹ設計業者さんの従業員か何かなのかなと。その報告が事実かどうかということをはっきり事実だと、事実に基づいて報告しているのですよと、金子議員は言っているのです。こんなことは普通の関係ではあり得ない。普通の関係ではなければ、これは癒着そのものでしょう。そういった行為があったからこそ、越権行為につながっていくのです。何もなければ越権行為もない。癒着関係も起きない。当然のことであります。そういったことでご理解を願いたいと思います。

以上。

○中川健治議長　後藤議員。

○１番　後藤勝子議員　よくわかりました。

では、もう一点お聞きします。「越権行為によって得た請求書を利用」という部分についても、ちょっと教えていただきたいのですが。

○中川健治議長　松島議員。

○２番　松島茂喜議員　越権行為というのは、これは字引を引かずともわかると思うのですが、権利を越えた行為です。権限をまた越えた行為、こういったものを越権行為と俗に言っているわけですけれども、今のご質問ですと、なかなかその越権行為ということについての金子議員の行動がどうだったのだと詳細に説明せよというようなお話かと思いますが、今私に質問された後藤議員も、当然のことながらその６月の定例会には出席をしておりました。目の当たりにしてその行為を見ているはずです。ですから、わざわざここで説明する必要はありませんが、あえて説明をさせていただきます。

６月定例議会、そのときは庁舎建設事業費を全額削除した修正議案が可決されております。３月に。その後それに伴って庁舎建設については全く白紙の状況下にありました。予算づけがなくなったということで議会における特別委員会も必要はないのではないかということから、私、たまたま

提出者ということで特別委員会の廃止を提案させていただきました。本来であれば、私提出者に対して質疑を行うべきところ、私に対し金子議員が１問だけ質疑をされました。私は、その質問に答弁をいたしました。金子議員は、よくわかりましたというようなお話でございました。問題が発生したのはその後でございます。特別委員会の廃止についての提出者に対する質疑を行っている最中でございます。今度は町長にお聞きしたいと。金子議員は、町長に対し質疑を始めました。議長は、当然のことながらそれを制止いたしました。しかし、いやちょっと待ってくださいと金子議員は言って、ずっとその質疑を続けました。質疑をする相手が私であるということは、これはだれが見てもわかっていることです。町長、また執行部に対して質疑を行うという権利は、そこには一切ないのです、金子議員に対しても我々に対しても。その忠告を促した議長の制止にも従わないで、そのＹ設計業者からファクスで送っていただいた資料と思われるものを上に掲げ、こういうものが出ているではないかと、町に対して。119万7,000円という金額までそこで言っているのです、金子議員は。こんなことが許されるわけないでしょう。何で議員としてそういうことができるのですか。

　冒頭にも申し上げましたけれども、確かに議員は町民の方々から選ばれ、代表としてこの議会に来ているわけです。選んだのは町民の方々です。確かにその町民の方々から負託を受けた議員を、同じ議員が辞職の勧告をするというのは、これはおかしいのではないか、そういった意見も確かにございます。しかしながら、同じ議員として一つの議会という組織、そういった組織運営に一人一人が自分の職責にかんがみて、一生懸命その使命を果たすということが議員に課された大きな役割なのです。業者とそういった特別な関係を持ちながら、また権限を越えた越権行為をする議員は、私はこの議会には必要ないと思っているのです。いては困るのです。これは町民の感情からしても許されることではありません。

　最近よく新聞、それからテレビ、ラジオ、メディアを通じて議員や官僚の癒着問題が大きく出ております。そういった状況をやはりこの邑楽町議会でつくってはならないのです。先ほども申し上げましたけれども、町民から信頼される議会でなくてはいけないのです、この議会は。それが最大の基本なのではないのですか。ですから、金子議員の行った行為が、冒頭にも申し上げましたけれども、果たして議員としていいことをしたのか、悪いことをしたのか、簡単に区別がつく問題なのです。これは議員同士であっても制裁を加えなければならないのです。一つの節目をつくらなければならない。そういったことからも越権行為については、全く回答義務のない、そして片や金子議員の立場から申し上げれば、全く質疑をする資格がない。そういったところからも議会運営にも大きな支障が来されているのです。ですから、そういった意味も含めまして、これは越権行為であるということでございます。ご理解をいただきたいと思います。

　以上。

○中川健治議長　後藤議員。

○１番　後藤勝子議員　質疑を終わります。

○中川健治議長　ほかに質疑ありませんか。

小倉孝夫議員。

○５番　小倉孝夫議員　小倉でございます。質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、今この辞職勧告決議、文章を見て、なかなか論理的だな、すばらしい、文章がですよ。その中で二、三細かい点について説明をしていただきたいと思います。まず、理由の中で、「町と請求者との間には、この業務に関する一切の契約事実はなく、支払い義務の発生しない請求書である」というふうにうたってありますけれども、どこをもって、どの根拠でこういうふうな表現になられたのか。細かい説明をお願いしたいと思います。

○中川健治議長　松島議員。

○２番　松島茂喜議員　大変レベルの高い質問で私も答弁に困ってしまうのですが、何でしたか、支払い義務のない請求書ということがどういうことからそれが言えるのかというご質問でございました。これは、先ほど以来申し上げている全員協議会の場にＹ設計業者さんほか２名の社員の方がおりましたけれども、来ていただきまして、この請求書に関する協議を行いました。そして、最後に議長が結論づけたのは、この請求書の件は、請求権はないということでよろしいのかとＹ設計業者さんに確認をいたしました。Ｙ設計業者さんはそれに対し、権利を放棄するというような言い方で結論がされておることは、小倉孝夫議員も同席をされていたと思いますので、ご承知のとおりだというふうに思っております。

以上でございます。

○中川健治議長　小倉孝夫議員。

○５番　小倉孝夫議員　明快な答弁をいただきまして、全くそのとおりで、山本理顕は請求権を放棄するというふうに答えております。正しい理解かなというふうに考えているところであります。

それから、先ほども、これは理由の方ですけれども、設計業者との癒着関係についてという部分で、「自ら同業者に電話し、ＦＡＸで送信してもらった」と、これが癒着関係を示すものだというふうにお考えのようですけれども、先ほどの説明だけではなくて、もう少しこれがこうなのだというふうな説明を求めたいと思います。

○中川健治議長　松島議員。

○２番　松島茂喜議員　先ほど後藤議員の方から質疑を受けた内容とほぼ一緒なのかなと。先ほど答弁したとおりということかなと思いますけれども、それではせっかくの機会ですので、納得がいただけないかなと思っておりますので、もう一度申し上げますが、金子議員はみずからその６月定例議会で、業者から送ってもらった請求書の金額まで言っているのです。そんなこと言えますか、普通の関係でしたら。あってはならない関係なのです。だからそういうことを申し上げている。それから、追加でお話ししたとおり、そこで配付した、設計業者さんが配付された資料、これは事実に基づいて報告されているのだということを言い切っているのです。何で言い切れるのですか。私が

逆に聞きたいです。

以上。

○中川健治議長　小倉孝夫議員。

○５番　小倉孝夫議員　大変明快なご答弁をいただいて、すっきりしたかなというふうに考えております。

それで、また同じような質問になるわけですけれども、この越権行為についてということですけれども、この文章を見ると、そういう面があるのかなというふうな疑問を感じるところであります。すなわち請求書を業者から議員に得る権限はないと、これは全くそのとおりだと思います。しかしながら、議員として一般の調査活動として依頼する、これは勉強したり、調査活動をするのは議員の当然の権利であるわけです。ですから、そういったことは一方的に決めるというお話かなと。しかも「議会に与えられた調査権を大きく逸脱した」というふうに書かれております。これは調査権は町議会に権限として、例えば調査権というのは皆さんご承知のとおり権限があって、強制的にするというのがこれが調査権です。これの乱用をしたということなのか、あるいは邑楽町議会に調査権がないと、これは百条委員会、そういうものをつくった場合に、調査委員会とかそういうのが出るかわからないですけれども、こういったことの認識はどのように持たれているのか。要するに調査権と越権行為の関係です。その辺を明確に答弁いただきたいと思います。

○中川健治議長　松島議員。

○２番　松島茂喜議員　さらにレベルの高い質問をいただきました。非常に私は議員として、小倉孝夫議員もよくご存じないなというふうにちょっと残念な気持ちでおるのですが、この調査権というものは、議会に与えられた権限だということは今小倉孝夫議員、申し上げました。まさにそのとおりなのですが、逆を返せば、議員個人には一切与えられてない権限なのです。例えば、その調査権というものを議会が行使する場合、百条委員会の設置等ありますが、一つの組織体制の中で、ではこういう調査をしましょうということを決定して、そしてその調査の、今調査活動の一環ということをおっしゃいました。その調査活動の一環としても、その調査に関して行う行為が認められている部分はあるのです。しかしながら、勝手に一個人の議員が何で民間業者の会社にそういったものを請求したり、ファクスでもらったり、そんなことできるわけないでしょう。警察だって捜査令状が必要なのです。一議員がそんなことできたら大変ではないですか。みんな調べられるのですか。周りの業者さんのそういった町に出している請求書はどういうものが出ているのだと、今回入札で何か落札したようだけれども、これで事業をやって請求書出すときには、おれにも同じものを送ってくれよと言って、送ってくれる業者がどこにいるのですか。あり得ないでしょう。常識から考えてみればわかることを質問していただいても、非常に答弁するのが容易ではない。笑っているところを見ると、よくご理解いただいたのかなと思いますので、以上でございます。

○中川健治議長　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長　質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

ただいま除斥されております金子正一議員から、地方自治法第117条ただし書きの規定により、会議に出席して発言したい旨の申し出がありました。

お諮りします。この際、この申し出に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長　ご異議なしと認め、金子正一議員の申し出に同意することに決定しました。

金子正一議員の入場を許します。

〔６番　金子正一議員入場〕

○中川健治議長　金子正一議員の発言を許します。

金子正一議員。

○６番　金子正一議員　地方自治法第117条ただし書き規定によります発言について、同意をいただきましてありがとうございます。私に対する議員辞職決議案に対し、主な点について意見を申し上げます。

まず、第１点の設計業者との癒着関係であります。設計業者から町に対し、平成17年３月31日付で書留送付された請求書の写しについて、私が設計業者に電話をしたとありますが、請求書の写しを送ってほしいなどという電話を設計業者にしたことはなく、全く事実を歪曲したものであります。

次に、越権行為についてであります。「議会に与えられた調査権を大きく逸脱した越権行為」とありますが、地方自治法第100条に基づく調査権を行使したことは全くありません。私は、議員の職責として調査を行ったもので、調査権を利用してその逸脱をした越権行為、全く行っておりません。

以上、主な点について申し上げましたが、賢明な議員の皆さんのご判断をお願い申し上げたいと思います。

なお、私に対する議員辞職勧告決議案についての提案については、全く納得できないため、今後司法等の専門家と相談して対応を考えたいと思っております。

以上です。

〔６番　金子正一議員退場〕

〔何事か呼ぶ者あり〕

○中川健治議長　暫時休憩します。

〔午前１１時５６分　休憩〕

○中川健治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後　零時５８分　再開〕

○中川健治議長　これより討論に入ります。討論はありませんか。

青木議員。

○16番　青木　久議員　16番、青木です。

金子正一議員の辞職勧告決議案に反対討論をさせていただきます。

今この議会でも、きょうは皆さんが一つにというような気持ちをあらわして、助役も設置をというようなことでいい方向にいくかなと、そういうふうに思っている矢先に、こういう話が提案がされてきた。先ほど提案者、また金子議員の発言を聞いていて、これが辞職に値することかなと思ったときに、このことで議員が軽々に処分をされる、片づけられる、そういうことではならない、そういうふうに私は考えております。とにかく町民から選ばれた議員が、またお互いにそういう人が、あなたはだめ、意見が合わなければ抹殺するような状況というのは、私としては理解できません。そういうことで本案に反対の意思表明をし、反対討論とさせていただきます。

○中川健治議長　ほかにありませんか。

本間議員。

○11番　本間恵治議員　議発第５号　金子正一議員の辞職勧告決議案に対しまして、賛成の討論をさせていただきます。

先ほど松島議員の方から、議案の説明については事細かにございました。それに対する質疑もございましたけれども、何ら私は松島議員の趣旨説明に対しては間違ってないと私は確信しております。そして、先ほど金子正一議員が自分の意見を申しましたけれども、何ら反省の気持ちが一つもない。ましてや６月の定例議会等で話した、それから設計業者を呼んでのテープをとったその中身を全部調べていただいても、私は金子議員の行き過ぎな部分は免れないと、そういうふうに思っております。議員が例えば一企業から請求書を送ってもらったり、送らせたり、そういうことがもしこの席で通るのであれば、これからこの邑楽町議会全体が私は議員としての、議会としての機能を失うと言っても過言ではないと私は思っております。個人のいろんなつながりや人間性、仲間、いろいろあると思います。でも、私はそんな中でその金子議員がやった行為に対して、正しいか間違っているか、それを厳粛に受けとめた中で議員の皆さんが判断していただきたい。真っ向から否定した金子正一議員でございますけれども、本来振り返ってみれば、議員の皆さん、その席に携わってそばにいたわけですから、今までの言動、逐一私は皆さんがわかっていると思います。そんな中で私情を交えないで私は公平な立場に立って、是々非々で物事を判断していただきたい、そういうふうに思います。

そういった意味で、先ほど事細かに説明した内容につきましては、私も同感で同じでございます。そういう観点から辞職勧告決議案について、私は賛成いたします。

○中川健治議長　ほかに討論ありますか。

千金楽議員。

○17番　千金楽幸作議員　金子正一議員の辞職勧告決議案について、反対の立場から討論をさせていただきます。

先ほど松島議員から提案説明がございました。あるいは金子議員の意見陳述もございました。いろいろことしの７月28日、山本理顕を交えて協議をされた経過もあわせてみて、幾分立場が違えば考えも違いますが、提案者の中には歪曲した面が見受けられる。いやしくも一人の議員をやめなさいというのには、それ相当のきちっとしたものがなければいけない。これが法に触れるかどうか。多分今後そのよしあしは司法の手にゆだねられると、こんなふうに感じておりますけれども、少なくとも真っ向から違う意見を徒党を組んで首を切ってしまおうやと、こういう見方もできるかなと。少なくともこの我が町を振り返ってみても、辞職勧告決議案というのは過去に一件しかなかったと思いますが、そんなきょう出されて、本人の説得どころか何もなくて、抜き打ちにこういう辞職勧告ということについては、人権侵害も私は甚だしいと。もう少しお互いに冷静になり、お互いの立場を信用して信頼関係を築くなら、私はこういうことはないのかなと、こんなふうにも思っておりますし、私は法的なことはよくわかりませんけれども、提案者の説明を聞く限りでは、辞職勧告に値しない。

よって、本案について反対を申し上げるところであります。以上。

○中川健治議長　横山議員。

○10番　横山英雄議員　10番、横山です。

議発第５号　金子正一議員の辞職勧告決議案に賛成の討論を行います。

非常に先ほど金子議員の発言、せっかく発言の機会を得て、それに少しも反省の色が見えない。まことに残念です。そして、６月の定例議会でこれをＹ社から電話をしてファクスで送ってもらったものだと、そういうことを言ってやりました、本会議でやったわけですから。それを全く電話もしていないし、請求書を送ってもらったことはない。なぜ、本会議ですから、これは録音されていると思います。やはり間違いは間違い。私は非常に残念なのは、金子議員は職員として40年やってこられた。だから、つい課長のときのことが出て、ちょっと簡単に請求書を送ってもらえないかなと、そういうことでやってしまったという謝罪でもあれば、考え方も変わる議員もおるかと思います。やはり幾ら何でも議員が一業者から町に送った請求書を送ってもらうなんて、これは議員として絶対にやってはいけないことだと。そして、これがもし否決をされたとするならば、邑楽町は業者から請求書をおれによこせと、おれに見せろと、それがまかり通ってしまうと、そういうことが平然と行われる、それを認める議会となってしまうと思います。議員は確かにいろんなしがらみや何かあるかもしれません。友達かもしれません。しかし、ここへきて議会議員としているならば、やはりいいものはいい、悪いものは悪い、ちゃんと自己の判断ができなければならないと思います。

私は、松島議員の出したものに対して全面的に賛成をし、賛成討論とさせていただきます。

○中川健治議長　ほかにありませんか。

小倉孝夫議員。

○５番　小倉孝夫議員　５番の小倉です。議発第５号の金子正一議員の辞職勧告決議案について、反対の討論をいたします。

まず初めに、そもそもこの問題が起こったか、そういったことは私は町長の行政姿勢にあるのではないかなというふうに考えています。常に情報を開示することなく、また十分な説明もない。そういったところから金子議員は数々の疑問に思い、議員の職責としてその調査活動をしたわけであります。決して特別な調査権を与えられてやったものではない。議員活動でありますから、当然に相手方の自主的な協力をもってやっていると、決して強制したものではないと。ですから、彼は自分の職責を果たしている、そういうふうにそういう活動の一つとしてあったというふうに認識しております。

先ほど松島議員、それから金子議員のそれぞれの立場からの説明を受けました。その中において私は松島議員の提案理由について、若干の問題があるところかなと、そんなふうに考えているところであります。金子議員を辞職勧告するほどの理由もない、また根拠もないものであると、私はそういうふうに認識しております。また、少なくとも公の議場の場において、一人の議員の辞職を勧告する、これは極めて重大な問題であります。そういった観点からいたしますと、この問題については民法上の不法行為あるいは名誉毀損、それから刑法第230条の名誉毀損にも場合によっては該当するような重大な問題をはらんでいるというふうに認識してございます。

したがいまして、邑楽町議会の良識として本案に反対する、そういうことを皆様に申し上げまして、反対の討論といたします。

○中川健治議長　ほかに討論ありませんか。

小倉修議員。

○９番　小倉　修議員　議発第５号の金子議員の辞職勧告決議案に私は賛成いたします。

ものを頼んだと、ものをお願いし、頼んだ人間が請求書をもらうのが、これは当然のことでございます。しかしながら、そうではなくて、頼まない人間が請求書をもらうというのは、何かそこが違うのではないだろうかと。これから執行する方、それから我々議決する役割、議員の役割等考えますれば、業者との関係につきましてもこれは本会議でございます。議事録に残ります。邑楽町議会はこういう方向にいくのですということが残ります。非常に大切でございます。私たちは議員でございます。私も昔は役場にいましたけれども、役場にいて執行する立場と議決権とは全く違います。先ほどから提出者が言っておりましたけれども、全く提出者、松島議員の内容については、私は疑問はない、そのように感じます。

よって、この議決によって邑楽町の議会の方向が大きく変わるときかと思います。よって、正し

い判断をしなければならない。それは法のもとにさらすのも結構です。法の中へ司法の手に入れると、民法がどうの、名誉毀損がどうのと出ていますけれども、私は大いに結構であると。このような重要なことはそういった場所で判断するのが私は一番いいのかなと思っております。

よって、私は今回の議案に対しましては賛成討論といたします。

終わります。

○中川健治議長　ほかにありますか。

後藤議員。

○１番　後藤勝子議員　１番、後藤です。金子正一議員の辞職勧告決議案に反対の討論をいたします。

癒着関係ということで辞職勧告決議案が出されましたが、３月25日、議員有志で議会報告会というのを行っております。その際、その会場に設計業者の方もいたと聞いております。その場所でそこにいた議会の方たちは資料を受け取っています。その受け取った資料を７月28日、全員協議会の場で出席された設計業者、山本さんに返しました。金子議員がただ一度電話をしたというのは、４月の上旬６日ごろと思いますと言っています。内容は、現在庁舎建設はどうなっているか教えてほしいという旨を伝えたそうです。本来ならば、ことしの１月19日に議会の全協の場に設計業者が説明に来るということでした。私もそこの場で説明が聞かれるものと思って楽しみにしておりました。ところが、一部の議員のよくない反応が出ているため中止してくださいという連絡が入り、中止になったそうです。事実中止になりました。でも、設計業者の方は役場で待機をしていたとも聞いています。

といいますと、その結果、金子議員は４月９日、小包で資料を受け取っているのです。少なくとも議会報告会をなさった皆さんは、３月25日受け取っているのです。約２週間も前にこれを受け取ったのです、資料を。しかも、……

〔「勝手に置いていったんだろうが」と呼ぶ者あり〕

○１番　後藤勝子議員　しかも、……

〔「受け取ったんじゃないよ、置いていったんだ、それは」
と呼ぶ者あり〕

○１番　後藤勝子議員　しかもです。３カ月間もそれを、……

○中川健治議長　静かに願います。

○１番　後藤勝子議員　自分のところに保存していたのです。全部中身を見た。コピーをとったから、もう要らないと言って７月28日に返したのかどうか知りませんが、とにかく金子議員より先に資料を受け取っていたのです。そういうことをしている方が私はよっぽど、金子さんは小包で受け取ったのです。ところが、当日その場にいた人たちは手から手に受け取っているのです。癒着関係というのは辞書で調べました。広辞苑です。本来関係あるべきでない者同士が深く手を結び合うこと。手から手に受け取っている方が、よっぽど私は癒着関係に値するかなと思いますけれども、以上を

もって反対の討論といたします。

○中川健治議長　ほかに討論ありますか。

細谷議員。

○12番　細谷博之議員　12番、細谷です。

金子正一議員の辞職勧告について、反対の立場で一言申したいと思います。この設計業者の癒着、また越権行為について、これを読ませてもらいますと、これは金子議員ではなくて、書類を送ったＹ設計の方に責任があるのではないかなと。別に金子議員が癒着とか越権行為かといいますけれども、これは会社から、書類を送った会社の方が逆に秘密のことならば送らないわけですから、それを送った私は会社の方に責任があると思います。そういうことで金子議員の辞職勧告には反対したいと思います。

○中川健治議長　ほかにありますか。進行してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長　これにて討論を終結します。

暫時休憩します。

〔午後　１時１９分　休憩〕

○中川健治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後　１時３５分　再開〕

○中川健治議長　これより議発第５号　金子正一議員の辞職勧告決議案を採決します。

この採決は記名投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○中川健治議長　ただいまの出席議員数は18人です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第２項の規定により、立会人に小倉孝夫議員、小島幸典議員、立沢稔夫議員を指名します。

これより投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載し、自己の氏名もあわせて記載願います。

〔投票用紙配付〕

○中川健治議長　投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長　配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○中川健治議長　異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

事務局長。

○田口茂雄事務局長　それでは、点呼をとらせていただきます。

１番、後藤勝子議員、２番、松島茂喜議員、３番、加藤和久議員、５番、小倉孝夫議員、７番、小島幸典議員、８番、立沢稔夫議員、９番、小倉修議員、10番、横山英雄議員、11番、本間恵治議員、12番、細谷博之議員、13番、相場一夫議員、15番、桜井征男議員、16番、青木久議員、17番、千金楽幸作議員、18番、松原市祐議員、19番、新島正議員、20番、石井悦雄議員、21番、大野栄議員。

以上であります。

○中川健治議長　投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長　投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人、小倉孝夫議員、小島幸典議員、立沢稔夫議員、立ち会いを願います。

〔開　　票〕

○中川健治議長　投票の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票　18票

有効投票のうち

賛　成　６票

反　対　12票

以上のとおり反対が多数です。

よって、議発第５号　金子正一議員の辞職勧告決議案については、否決されました。

賛成票

松島茂喜議員　小倉　修議員　横山英雄議員　本間恵治議員　石井悦雄議員　大野　栄議員

反対議員

後藤勝子議員　加藤和久議員　小倉孝夫議員　小島幸典議員　立沢稔夫議員　細谷博之議員

相場一夫議員　桜井征男議員　青木　久議員　千金楽幸作議員　松原市祐議員　新島　正議員

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

〔６番　金子正一議員入場〕

◎日程第５　請願・陳情

○中川健治議長　日程第５、請願・陳情を議題といたします。

委員長から報告を願います。

小倉修総務・文教常任委員長。

○小倉　修総務・文教常任委員長　総務・文教常任委員会に付託された請願について審査結果を報告いたします。

請願第２号　庶民大増税反対の意見書採択を求める請願につきましては、引き続き検討を要するということから継続審査と決まりました。

以上、報告いたします。

○中川健治議長　請願第２号　庶民大増税反対の意見書採択を求める請願に対する委員長の報告は、継続審査であります。

お諮りします。委員長の報告のとおり、請願第２号は閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長　異議なしと認めます。

よって、請願第２号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

次に、金子厚生・環境常任委員長。

○金子正一厚生・環境常任委員長　厚生・環境常任委員会に付託された請願について審査結果を報告いたします。

請願第３号　アスベスト（石綿）健康被害の救済を求める請願につきましては、要望内容を妥当と認め、採択と決定いたしました。

以上、報告をいたします。

○中川健治議長　これより請願第３号　アスベスト（石綿）健康被害の救済を求める請願について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長　質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより請願第３号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長　討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより請願第３号　アスベスト（石綿）健康被害の救済を求める請願を採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。本請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長　挙手全員。

よって、請願第３号は採択と決定しました。

◎日程第６　議発第６号　分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書提出について

○中川健治議長　日程第６、議発第６号　分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書提出について議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

11番、本間議員。

○11番　本間恵治議員　議発６号について、提案理由を申し上げます。

議会運営委員会に所属いたします各議員の賛同をいただきまして、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長ほか関係大臣に対しまして意見書を提出するものであります。

分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書の概要を申し上げます。平成11年の地方分権一括法の成立により、地方公共団体の自己決定権と自己責任はますます大きくなり、地方議会の権限も飛躍的に拡大しました。このような中、地方議会は今まで以上に行政執行へのチェック機能を向上させ、分権時代に期待される議会の役割を果たしていかなければなりません。

しかし、現行の地方議会制度は、議会の招集権が長にあること、付再議権の行使が長の認定にゆだねられていること、議会を招集する暇がないを理由に条例や予算が専決処分される例があることなど、二元代表制を採用しながらも、長と議会の機能バランスを欠き、議会本来の機能の発揮がされていません。さらに、議員定数の上限値の規定や一人一常任委員会の就任制限などの制約的規定は、議会の組織・運営を硬直化し、議会の自主性・自立性を弱め、議会の活性化を阻害しています。

よって、国に所要の措置を早急に講じ、分権時代に対応した新たな地方議会制度を構築するよう別紙のとおり意見書を提出するものです。

よろしくご決定くださるようお願いいたします。

○中川健治議長　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長　質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長　討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議発第６号　分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書提出について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長　挙手全員。

よって、議発第６号は原案のとおり可決されました。

◎日程第７　議発第７号　自治体病院における医師の確保を求める意見書提出について

○中川健治議長　日程第７、議発第７号　自治体病院における医師の確保を求める意見書提出について議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

６番、金子議員。

○６番　金子正一議員　議発第７号について提案理由を申し上げます。

厚生・環境常任委員会に所属いたします各議員の賛同をいただきまして、地方自治法第99条の規定により、群馬県知事ほか関係大臣に対しまして、意見書を提出するものであります。朗読をもって説明にかえます。

自治体病院における医師の確保を求める意見書

自治体病院は地域医療の確保のため、大きな財政負担を背負いながら住民の生命を守ることの意義の大きさを優先し困難の中で運営に努力しているところである。

しかしながら自治体病院における医師の確保は極めて厳しい状況におかれており、折りしも少子高齢化対策にあらゆる英知を絞り出生率の向上、小児医療の充実を期すことが最重要課題になっているにもかかわらず、特に産婦人科医師及び小児科医師が自治体病院から引き上げられる現象が最近顕著であり、当該町村では途方にくれる事態を迎えている。

かかる事態の背景には勤務医師の不足を生む医師人事権の問題や勤務条件などの要因があると思われるが、医療制度の充実確保は国家の危機管理の一翼に値する重要な課題であり、地方の住民が医療格差に苦しむ事態は国の衰亡につながるものと思料する。

よって、国・県は自治体病院における医師の確保について、少子化対策の観点からも早急に適切な処置を講じられるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

このような内容により意見書を提出するものであります。よろしくご決定くださるようお願いいたします。

○中川健治議長　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長　質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長　討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議発第７号　自治体病院における医師の確保を求める意見書提出について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長　挙手全員。

よって、議発第７号は原案のとおり可決されました。

◎日程第８　議発第８号　アスベスト（石綿）健康被害の救済を求める意見書提出について

○中川健治議長　日程第８、議発第８号　アスベスト（石綿）健康被害の救済を求める意見書提出について議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

６番、金子議員。

○６番　金子正一議員　議発第８号について提案理由を申し上げます。

厚生・環境常任委員会に所属いたします各議員の賛同をいただきまして、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長ほか関係大臣に対しまして、意見書を提出するものであります。朗読をもって説明にかえます。

アスベスト（石綿）健康被害の救済を求める意見書

アスベスト（石綿）による健康被害の報道がされ、住民のなかにも怒りと不安が広がっている。アスベストは、「奇跡の鉱物」「究極の建材」といわれ、工業用から、電気製品、日用品に至るまで、約三千種にのぼり、そのうちの９割は天井・壁材、スレート瓦など建築材として使用されてきた。

アスベストによる健康被害は、肺がんで10年以上、中皮腫では30年から40年の潜伏期間があり、直接たずさわっていた労働者や自営業者とその家族、工場周辺の住民にまで広がっている。

よって、国においては、下記の事項につき所要の措置を早急に講じることを要請する。

記

１、アスベストの全面禁止を早急に行うこと。

２、労災認定の抜本的な見直しを行うこと。

３、近隣住民や家族への二次暴露被害の救済措置を行うこと。

４、一人親方・事業主とその家族従業員など、労災保険の対象とならない者への救済措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

このような内容により意見書を提出するものであります。よろしくご決定くださるようお願いいたします。

○中川健治議長　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長　質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長　討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議発第８号　アスベスト（石綿）健康被害の救済を求める意見書提出について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長　挙手全員。

よって、議発第８号は原案のとおり可決されました。

◎日程第９　議員派遣の件

○中川健治議長　日程第９、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第118条の規定により、配付のとおり議員を派遣します。

お諮りします。配付のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長　異議なしと認めます。

よって、そのとおりに決定します。

◎日程第１０　閉会中の継続調査報告について

○中川健治議長　日程第10、閉会中の継続調査報告について議題とします。

建設・経済常任委員長から視察調査の報告をお願いします。

横山建設・経済常任委員長。

○横山英雄建設・経済常任委員長　建設・経済常任委員会の視察調査報告をいたします。

視察期日及び場所、目的、参加者は、別紙記載のとおりです。

次に、視察の概要ですが、最初に財団法人長野県下水道公社千曲川下流管理事務所ですが、千曲川流域下水道事業は信濃川流域下水道整備総合計画に位置づけられ、生活環境の改善と千曲川の水質保全を目的として千曲川沿岸の３市５町１村を計画処理区としています。

施設の維持管理状況については、供用開始後15年を経過していて、汚泥焼却施設を平成５年度に、汚泥消化施設卵形消化タンクを平成12年度に建設し、汚泥処理対策の推進を図っていました。

汚泥消化施設については、濃縮施設から送られてきた汚泥を約35度に加温し、攪拌しながら約20日間滞留させ、汚泥中の有機物を微生物の働きにより分解し、汚泥量を減少させています。また、有機物が分解するときに発生するメタンガスは、ガスホルダーに貯留して汚泥消化タンクの加温ボイラーの燃料として利用し、今後は焼却炉の補助燃料やガス発電等の利用を検討しています。

次に、有限会社牟礼村ふるさと振興公社については、平成５年度に有限会社飯綱東高原観光公社として発足し、平成８年度に村、ＪＡ等により第三セクターの牟礼村ふるさと振興公社、そして同年に有限会社牟礼村ふるさと振興公社と改め、現在に至っております。

業務については、農地管理業務、農作業受託業務、農作物の加工販売業務、観光施設の管理運営業務等を行っています。農地管理業務については、農業後継者の減少に伴う優良農地の保全を土地利用計画に沿って、農地保有合理化事業を最大限に利用し、維持管理を行っていました。

農作業受託業務の水稲部門では、育苗から収穫まで約40ヘクタールの作業のすべてを農家の要望に合わせ受託していました。また、果樹の部門では、牟礼村助っ人組合を設立し、剪定、防除、収穫等の作業を約45ヘクタール、また転作部門では転作作物としてそばを振興し、播種から収穫までの約40ヘクタールの全面受託を行って、農家の心強い公社となっていました。

以上、建設・経済常任委員会の視察調査報告といたします。

○中川健治議長　以上で委員長からの報告を終わります。

◎日程第１１　閉会中の継続調査について

○中川健治議長　日程第11、閉会中の継続調査について議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に印刷配付してあります継続調査事項一覧表のとおり申し出がありました。

お諮りします。各委員長より申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長　異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定します。

◎町長のあいさつ

○中川健治議長　以上をもちまして、今期定例会の日程は終了いたしました。

閉会に当たり町長から発言の申し出がありますので、許可いたします。

久保田町長。

○久保田文芳町長　平成17年第３回定例議会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

今回ご提案いたしました専決処分の承認を求めることについてから公平委員の選任について、教育委員会委員の任命、情報公開個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めること、工事請負契約の締結について、道路認定、平成17年度一般会計補正予算を初め特別会計補正予算、平成16年度一般会計歳入歳出決算認定から特別会計歳入歳出決算まで、すべての議案をお認めいただきました。また、追加議案では人事案件、邑楽町名誉町民の条例の制定もあわせてお認めをいただきまして、大変ありがとうございました。今後はさらに町民サービスの充実を図るべく努力をしていく所存であります。

議員各位には、本定例会において大変お世話になり、ありがとうございました。一言でありますけれども、御礼とさせていただきたいと思います。お世話になりました。

◎閉会の宣告

○中川健治議長　以上で平成17年度第３回邑楽町議会定例会を閉会いたします。

ご協力をいただきまして、ありがとうございました。

〔午後　２時１５分　閉会〕